

火災予防条例改正に伴う峡南消防本部からのお知らせ

岩手県大船渡市にて発生した林野火災では、林野約3,370ha、90棟の住宅が焼失するという甚大な被害が発生いたしました。

又、昨年末から今年春先に向け、峡南地域並びに県内外でも林野火災が多発しました。

このようなことを踏まえ、林野火災予防を目的に火災予防条例が改正され、令和8年1月1日から、気象状況が林野火災の予防上注意を要すると認められるときは、林野火災注意報又は林野火災警報の発令がなされ、林野周辺の区域において火の使用制限が課せられます。これにより、【野焼き、火入れ、焚火】等の行為をする際は注意が必要です。

火の使用制限については、林野火災注意報発令時は努力義務、林野火災警報時は義務となります。又、警報発令時には罰則が課せられる場合があり、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

発令規準は11月から5月の期間(令和7年11月、12月は除く)において、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件に該当する場合となります。

(1) 林野火災注意報発令規準

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下の場合。
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表された場合。

(2) 林野火災警報発令規準

林野火災注意報の発令指標に加え強風注意報が発表された場合。

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合はこの限りではない。

【野焼き、火入れ、焚火】等の行為を行う際は、出火原因の多くが人的要因であることから、町民の皆様一人一人の注意で防ぐことができます。

人命、財産及び貴重な森林資源を守る為、林野火災が発生しないよう火の取扱いには十分注意をしていただき、林野火災予防にご協力をお願いいたします。

地域の皆様への発令時のお知らせは、各町の防災無線等にて周知いたします。

山火事注意



◆お問合せ：峡南広域行政組合消防本部
消防本部警防課(平日) ☎055-272-7612
消防本部予防課(平日) ☎055-272-7613
通信指令課(夜間・土日・祭日)

☎055-272-1919

峡南広域行政組合消防本部 HP

<https://www.kyonan.jp/shobo/>